

意見提出者

(順不同、敬称略)

提出者名
(社)日本内燃力発電設備協会

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

認定シンボル使用規定(JAB N410)に対するコメント

コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
(社)日本内燃力 発電設備協会	附属書 A - A3	3 ~ 5 行目	Q	<p>1)当協会の製品認証制度は、JAB 認定範囲の認証製品について「JAB 認定シンボル」を貼付しており、現在まで、JAB 認定シンボルについて、他社の権利に影響を与える虞等の問題や苦情等の申し入れはない。</p> <p>2) JAB の改定案は、「他社の権利に影響を与える虞がある」と本協会又は機関が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判断した場合は、「財団法人日本適合性認定協会」 ・判断しない場合は、「JAB」 <p>であり、機関に対する要求事項として、極めて曖昧である。</p> <p>3)「JAB 認定シンボル」の商</p>	<p>製品認証機関が使用する「JAB 認定シンボル」の認定機関名称は、改定案のようにケースバイケースではなく、「JAB」又は「財団法人日本適合性認定協会」を明確に規定すべきである。</p>	<p>: 修正等</p> <p>認定シンボルを製品に貼付する場合、他社の権利に影響を与える虞の内容は製品毎に異なり、固有の事情があることが多く、一律に規定することはかえって、製品貼付に制約を加えかねない、と判断した。したがって、製品貼付の場合は、別途、認証機関と協議することにする。</p> <p>附属書 A A3 3 行目以降を以下のように修正する。</p> <p>「製品認証機関は、認証した製品への認定シンボルの貼付を本協会が認めるとき、製品に貼付する認定シンボルの取り扱いについて本協会と協議することとする。」</p>

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
				<p>標所有権は、JAB にあり、「JAB」とするか「財団法人日本適合性認定協会」にするかは、JAB で確定し、機関へ指示をお願いしたい。</p> <p>但し、日本語のフルネームとした場合は、字数が多すぎて使い勝手が悪いことを申し添えます。</p>		

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。